

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年七月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成三十年五月十六日

指令川建セ第三〇〇〇四〇号

#### 二 検査済証番号

平成三十年七月二十日

川建セ第三〇〇〇二号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字竹本字名高三百七十四番二

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市沢口町七番地三 中ノ嶋ハイツ一〇一

坂本 龍樹